第 13 回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

日時 平成29年10月17日(火) 10時から12時 場所 関内中央ビル5階 特別会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 部会長等の選出について
- (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
- (3) 第9回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について
 - ア 選考の方法について
 - イ 支援賞について
 - ウ 募集・広報の方法について
- (4) その他
- 3 閉会

資料

(資料1) 地域まちづくり推進条例等(抜粋)

(資料2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

(資料3-1) 第9回横浜・人・まち・デザイン賞 実施概要・スケジュール (案)

(資料3-2) 選考方法について(案)

(資料3-3) 支援賞について (案)

(資料3-4) 前回までの課題に対する取組について(案)

(資料3-5) 募集に関する広報について(案)

(参考資料1) 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

(参考資料2) 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(参考資料3) 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

■横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員 名簿

うぇまっ ま み こ 植松 満美子	市民委員(公募)	指名委員
s(tib IfA 奥村 玄	株式会社 GEN プランニング代表取締役	指名委員
さいとう たもつ 齋藤 保	株式会社イータウン代表取締役	専門委員
たなべ ひろこ 田邊 寛子	まちひとこと総合計画室代表	専門委員
to 5 た まさこ 室田 昌子	東京都市大学環境学部教授	指名委員

(五十音順、敬称略)

■事務局

ust and 嶋田 稔	都市整備局地域まちづくり部長
石津 啓介	都市整備局地域まちづくり課長
たにだ ひろき 谷田 広紀	都市整備局地域まちづくり課担当係長
ty tshpt 森 直之	都市整備局地域まちづくり課
たかやま まい 高山 舞	都市整備局地域まちづくり課
いけみや しゅうへい 池宮 秀平	都市整備局地域まちづくり課

横浜市地域まちづくり推進条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、市民等及び横浜市(以下「市」という。)が協働して行う地域まちづくりに関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民等 市内において、居住する者、事業を 営む者、土地、建物等を所有する者又は地域ま ちづくりに関する活動を行う者をいう。
 - (2) 地域住民等 地域において、居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者をいう。
 - (3) 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民等は、身近な地域において、健康で文化的な生活を営み、創造的な活動を行うため、この条例の定めるところにより、地域まちづくりに参画する権利及び責務を有する。
- 2 地域まちづくりにおいては、市民等の主体的な 取組が尊重されなければならない。
- 3 地域まちづくりは、市民等及び市の信頼、理解 及び協力に基づき取り組まれなければならない。 (表彰)
- 第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著し い功績のあったものに対し、表彰を行うことがで きる。

(地域まちづくり推進委員会)

- 第16条 市長の諮問に応じ、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市地域まちづくり推進委員会を置く。
- 2 推進委員会は、地域まちづくりの推進に関する 基本的事項について、市長に意見を述べることが できる。
- 3 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(抜粋)

(会議)

- 第22条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、推進委員会の招集は、市長が行う。
- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数を もって決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。

(部会)

- 第23条 推進委員会に、必要に応じ部会を置くこと ができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項 の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって 組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員及び専門委員の互選によって定める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。 この場合において、同条中「委員長」とあるのは 「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員又 は専門委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- 第 24 条 特別の事項を調査審議させるため必要が あるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が 必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(委員及び専門委員の守秘義務)

第25条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱(抜粋)

(設置)

第1条 横浜市地域まちづくり推進条例(平成 17 年2月25日横浜市条例第4号。以下「条例」という。)第15条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成17年9月15日横浜市規則第113号。以下「規則」という。)第23条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)に表彰部会を置く。

(所掌事務)

- 第2条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各 号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関すること。
- (2) その他表彰の実施に必要な事項に関すること。 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項につい て、市長に意見を述べることができる。

(表彰部会の組織)

第3条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員5人以内をもって組織する。

(部会長及び職務代理者)

- 第4条 表彰部会に、部会長及び職務代理者1人を 置く。
- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

■横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和60年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施し、平成11年度からは「横浜・人・まち・デザイン賞(まちづくり活動部門、まちなみ景観部門)」に統合し、3回実施しました。その後、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴い募集を休止していましたが、条例の制定・関連要綱の施行を受けて、平成20年度に、5年ぶりに再開しました。

「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の2部門について実施しています。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰を決定しています。

根拠				
法令等				

(横浜市地域まちづくり推進条例第 15 条)

市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を 行うことができる。

(横浜市まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第2号)

○地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、 横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、概ね3年以上の取組実績のあるもの

※地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号

顕彰 対象

地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う ・市街地の 整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。

(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条)

- ○顕彰対象は、原則として民間のものとする。
- ○次については顕彰対象から除外する。
 - ・過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞ま ちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
 - ・法令、例規等に違反しているもの
 - ・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条)

○地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

選考基準

- ・積極性が評価されるもの
- ・地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- ・今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの

・公共性(地域社会への貢献)が評価されるもの

・創意工夫が評価されるもの

(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条)

表彰 対象

- ○表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規 等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象 としない。
 - ・横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する<u>地域まちづくり活動の</u> 主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体

■第8回横浜・人・まち・デザイン賞の実績

(1) 応募期間 平成28年5月1日~6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門:36通(選考対象34件)まちなみ景観部門:125通(選考対象115件)

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア 地域まちづくり部門:6件(主体である団体:6団体、

活動を支援した個人または団体:4団体)

イ まちなみ景観部門:8件

(4) 表彰式

平成29年5月12日(横浜市長公舎)



▲記念撮影



▲薬師寺都市整備局長からの表彰状授与



▲ティーパーティー

第8回横浜・人・まち・デザイン賞パネル展

表彰式の際に使用した、受賞作品を紹介するパネルを市庁舎及び18区役所に展示します。 (平成29年5月~10月)



▲南区役所



▲西区役所



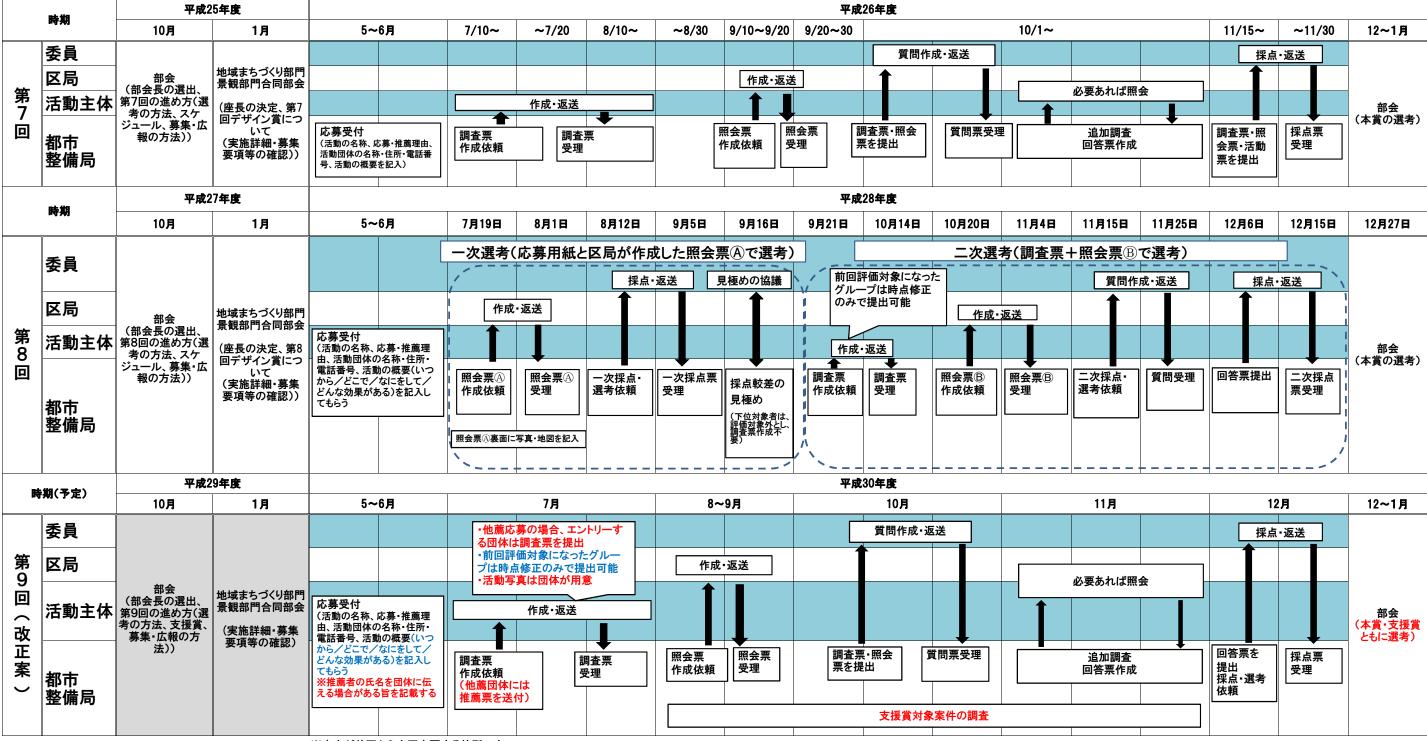
▲市庁舎1階市民広間



▲磯子区役所

第9回 横浜・人・まち・デザイン賞 実施概要・スケジュール(案)

資料3-1



※赤字が前回から今回変更する箇所です

※青字が前々回から前回変更した箇所です

選考方法について(案)

◇改正案

前回(第8回)の選考過程をふまえて、以下のとおりメリット・デメリットを整理し、二段階選考から一段階選考に変更します。

	目的	メリット	デメリット
	連続で不選考とな	・二段階選考とすることで、調	<一次選考について>
	っている団体が何度	査票作成の作業を一定評価以	・一次の段階では情報量が少なく、優
	も書類を作成するこ	上の活動主体に限り、調査票作	れた活動も不選考となる可能性があ
	との負担感や、不選	成・不選考を繰り返す可能性が	<u>a.</u>
	考になることでまち	減る。	・区局が関わっている団体の方が、情
	づくりに取り組む意	・連続応募となった際、調査票	報量が多くなるため、団体ごとの情報
	欲低下を避ける。	の作成を簡略化し、前回の調査	量に差が生じる。
第8回		票を時点修正して提出するこ	・団体に直接連絡を取れないため、委
		とを可能とし、活動主体の負担	員からの質問に十分に答えられない。
		を削減することができる。	
			<スケジュールについて>
			・全体的に選考スケジュールが過密。
			・委員による採点回数が2回に増え
			る。
			・事務局や区局の業務量が増加する。
	団体から十分な情	・応募した団体に調査票を作成	・応募のあった団体に調査票を作成し
	報収集を行い、スケ	してもらうことで、一次選考で	てもらう必要がある。(前回は、一次
	ジュールに余裕を持	の情報量の差が解消される。	選考通過団体のみに調査票の作成を
第9回	たせることで、調査	(※これまで事務局で用意し	依頼)
より回	や選考をより適正に	た活動写真等についても団体	
案】	実施する。	が用意)	
未加		選考スケジュールに余裕がで	
		きる。	
		・委員の採点回数、事務局や区	
		局の業務量が減る。	

支援賞について (案)

◇趣旨

これまで支援賞の選考については、本賞の選考(部会での投票)を行ったのち、受賞団体が調査票に記載した「活動を支援した個人または団体について」の情報と追加調査等により審査を行ってきた。しかし、本賞決定後に支援賞の調査や審査を行うには期間が短いこと、また、選考をメールでやり取りしているが、委員同士の考えをメールで共有するには困難であることなど、手順に非効率な面がある。

そこで、より適正、効率的に選考が実施されるよう、支援賞の選考方法等を見直したい。

◇改正案

<応募について>

- ・調査票作成の段階で、「支援賞の趣旨」や「団体のメンバーは支援賞の対象にならないこと」等を 団体に伝える。
- ・調査票に「支援してもらったことによる効果」等を記載する欄を設け、支援賞選考の判断材料になるような情報を収集する。
 - ⇒資料3-3別添 調査票(案)参照

<調査・選考スケジュールについて>

- ・団体から調査票提出後(8月以降)、明らかに選考基準に適合しないものを除き、事務局で支援賞 対象案件の調査を開始する。
- ・本賞の選考とあわせて、支援賞の選考も部会(12月か1月)で実施する。そのため、支援賞対象 についても、本賞対象と並行して調査を行う。
 - ⇒資料3-1 実施概要・スケジュール (案) 参照

◎「活動を支援した個人または団体」の基本的な考え方

- (1) 地域まちづくり活動の主体が作成 した調査票等の内容を審議資料とする。
- (2) まちづくりコーディネーター、NPO等のまちづくり支援団体等を選考対象とする。
- (3) 今後の地域まちづくり活動の支援モデルとなるような 顕著な事案を選考対象とする。
- (4) 本賞の表彰対象を構成する組織や公共団体等は選考しない。

(参考)

過去に議論し、選考対象としなかった者

・資金の提供者 ・イベントの協賛者 ・運営支援者

過去に議論し、選考対象としなかったこと

・資金提供 ・運営支援 (活動場所提供・イベント協賛)

資料3-3別添

※4ページ以内でまとめてください。ただし、団体の活動に関する資料を添付することができます。

■推薦された活動について

※応募書類の内容を踏まえて記入してください。

活動名			
活動の所在地 ※位置図を添付して ください			
		活動実績	
活動開始年	平成年	月	参加者数 発行部数等
最近3年間の主な 地域まちづくり活動実績 (イベント等を開催した場合は概ねの参加者数と参加	(平成 27 年度以前) ※ (平成 28 年度)	《平成 27 年度を含む	
の呼びかけをした 範囲、広報誌等を 発行した場合は発 行部数も記入)			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(平成 <mark>29</mark> 年度)		
今年度	の活動予定(毎週や	毎月の定例の活動やその他イベントな	ど)
日時	場所	内容	

番号

		活動の内容等
活動	の動機・背景	
	①活動の <u>公共性</u> (地域社会への <u>貢献)</u>	
①~⑤;	②活動において <u>積極性</u> を持っ て取り組んだ 点	
①~⑤は選考基準に対応した項目です	③活動における 地域住民等の 幅広い参加や 他団体(注1)と の連携	
頃目です	④ 今後の活動方 針(<u>今後の活動</u> <u>の継続性・発展</u> <u>性</u>)	
	⑤活動において <u>創意工夫</u> した 点	

(注1) 他団体とは「自治会町内会、学校、行政機関、企業、他の市民団体」などをいいます。

番号		

■活動の主体となる団体について

※活動を主体的に行っている団体が複数の場合には、事務局にご相談ください。

団体名	会員数	人
表彰履歴		
Web サイト URL		

■活動を支援した個人または団体について

活動を継続的に支援されてきた個人または団体の中から、支援のモデルになるような優れた事例を 「支援賞」として表彰します。

※対象とならない個人または団体

- ・活動団体を構成する組織やメンバー ・行政機関(市役所、区役所など)
- ・資金提供者 ・イベントの協賛者や運営支援者 (活動場所提供など)

英亚,人人口		日 () 是日人版日 (旧	
活動を支援した個人 または団体の名称	支援された 期間	支援内容	支援を受けたことによる効果
(記入例)			
NPO 法人 〇〇〇	H25.8-現在	活動を広めていくための広	・活動が地域に認知されるよう
		報方法のアドバイス	になり、地域から関心が寄せら
		・住民ニーズに応える運営内	れ、協力者が増えた
		容、方法のアドバイスなど	

番号

■添付資料

【活動写真等】		
	【位置図】	
【活動写真等】		
【活動写真等】		
【活動写真等】		
[活動写真等]		
【活動写真等】		
(/A划)	【注動写古笙】	
	【//1期子具守】	

【様式2]	第9回横浜·	人·	まち・	デザ	イン賞	地域まちづく	り部門	連絡票(案
							(団,	体作成)

番号	

■活動の主体となる団体の連絡先等

団体名		
代表者名		
事務局の所在地 (住所)	₸	
	住所	T
	氏名	
連絡先	電話	
	Fax	
	E-mail	

[※]個人情報につきましては、今回の顕彰事務のみに使用させていただきます。

[様式3] 第9回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 照会票(案) (関係区局作成)

亚	
笛	ヮ

以下の活動又は団体についての情報や関連資料等がございましたら、ご提供ください。なお、審査前ですので、当該団体への連絡は行わないようにお願いします。

活動名	
団体名	
活動概要	
(応募書類から転記)	

■活動や団体に関する情報

【記入の際の注意点】

- ・団体から提出された調査票及び資料の内容を確認し、**各区局で把握している情報と明らかに異なる内容** や間違いの内容について記載してください。
- ・その他、調査票に記載されていること以外で**各区局が把握している情報**があれば記載してください。

活動の動機・背景	
①活動の公共性	
(地域社会への貢献)	
②活動において積極性を持	
って取り組んだ点	
③活動における地域住民等	
の幅広い参加や他団体と	
の連携	
④今後の活動方針(今後の	
活動の継続性・発展性)	
⑤活動において創意工夫し	
た点	
その他の情報(行政との関	
わりなど)	

■事務局記入欄			

[様式4] 第9回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 推薦票(案)

(事務局作成)

平 口		活動名			
番号		団体名			
活動場所	区町	_			
応募・ 推薦理由					
【いつから】	(応募書類	頁から転記)			
【かいや】	(応募書業	頁から転記)			
【なにをして】	(応募書業	頁から転記)			
【どんな効果がある】	(応募書業	頁から転記)			

前回までの課題に対する取組について (案)

◇改正案

課題	改正点	想定される効果
自薦よりも他薦応募の 件数の方が多い (前回は、自薦 14 件、 他薦 23 件)。	募集リーフレットやホーム ページに、受賞による効果や メリットを掲載する(過去の 受賞団体にアンケートなど)。	デザイン賞受賞による効果を 紹介するなど、PRを強化する ことで、応募のモチベーション を上げ、特に自薦応募件数を増 やす。
他薦応募の場合、活動 団体にとっては知らな いうちに応募され、推薦	応募者の氏名を団体へ伝え る場合がある旨を応募用紙に 記載する。	応募者を活動団体に公表する ことで、活動団体の不信感を軽 減。
者情報を伝えられずに 調査票の作成を依頼さ れることで、活動団体の 負担感、不信感が増す可	区役所に団体の推薦を正式 に依頼する。	区役所から推薦してもらうことで、推薦者が明らかになり、 団体に安心感を持ってもらえる。
能性がある。	他薦の場合には、辞退できる 旨を調査票依頼文に記載す る。	活動団体の調査票作成の負担を軽減。
何回か他薦され継続的 に周囲から評価されて いるにも関わらず、審査 書類に反映されない。 <u>地</u> 道に活動を継続してい る団体への配慮が必要。	調査票に、応募回数を記載する。	審査時に応募回数を勘案する ことで、地道に活動を継続して いる団体を評価できる。

地域まちづくり部門

■ 活動の名称

■ 応募・推薦理由

■ 活動団体の名称・住所・電話番号

名称:

電話番号

住所:〒

■ 活動概要(仲離の場合は分かる範囲でご記入ください)

のいつから

12820

❸何をして

₫どのような効果がある



■景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 対象の所在地

町

■ 付近の案内図(応募・推薦したい場所が分かるようにご記入ください)





募集期間

平成28年 **5月2日 2** 平成28年 **6月30日**

問合せ先



地域まちづくり部門

横浜市都市整備局地域まちづくり課 Tel:045-671-2679 Fax:045-663-8641



まちなみ景観部門

横浜市都市整備局景観調整課 Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/jyushousakuhin.html に記載しています。



第8回 横浜

デザイン賞

応募締切

6月30日母

地域まちづくり部門

横浜市内における、おおむね3年以上の 取組実績がある地域まちづくり活動を 募集します。

まちなみ景観部門

横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、 おおむね10年以内に、新しく造られたも の、歴史的建造物等が再生されたもの を募集します。

魅力的なまちをめざして取り組む市民によるまちづくり活動や、 まちの個性となる景観を推薦してください。





地域まちづくり部門

市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。 活動の主体とたる団体と その取組を支援した個人または団体を表彰します。





地域まちづくり部門の 草隹にあたっ

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長 山家 京子 (神奈川大学工学部建築学科教授)

社会の成長・成熟に伴い、地域社会のあり方は大きく変化しています。少子高齢化や人口減少社会の到来などを背 暑に 地域社会を取り巻く環境の変化も起きています そのようた中で 人やまちを思う意欲的た市民のみたさまに よって、「地域課題の解決 「地域の魅力向上」を目指したまちづくりが市内各所で取り組まれていることに、私は横浜 の地域社会の発展の可能性を感じています。ぜひ、身近な地域のまちづくり活動について、応募してみてください。

受賞活動の例

● 旭中央地区のコミュニティバス 「四季めぐり号」の運行(第7回)

坂道の多い旭中央地区の四季美台で、横浜市の「地域交通サポート事業 |を活用し、地域住民等から構成される 運行委員会が中心になって、コミュニティバスの運行を実現しています。

六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を生かしたドッキリヤミ市場(第6回)

関店後の店舗のシャッター前でフリーマーケットやライブイベントを行 い、商店街を盛り上げています。商店街の皆さんが発意した活性化の取組 が地域に根づいています。



応墓要件

- 構浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。 過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちづくり活動部門又は地域まち づくり部門」で表彰された活動は対象外とします。

選者の視点

- 公共性(地域社会への貢献)
- 積極性
- 今後の活動の継続性・発展性
- 創意工夫
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携

まちなみ景観部門

地域の個件と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。 暑観づくりに貢献した事業者 設計者 施工者などを表彰します。



すちたみ号観部門の 草生にあたって

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会長

これまでに建築物をはじめとして糅や公園、ガス灯や交通施設など、多岐にわたる畳観を表彰してきました。 **すちの魅力ある異類は 大きた建物だけでたく住宅や公園 サインやフトリートファニチャーたど 様々た更表に** よって成り立っています。皆さんもぜひ身の回りにある「いいな」「大切にしたいな」と思う景観を探してみてください。 たくさんの御応募をお待ちしています。

受賞書観の例

◆ 車構フラワー緑道(第7回)

みなとみらい線と東急東横線の相互直通運転に伴い、地下化された東白楽駅から横浜駅間の跡地を繰道として 整備したものです。現在は、沿線市民による複数の緑道・公園愛護会が、広場や緑道を利用したイベントや清掃な どの活動を行っています。

◆ 防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ(第6回) 戦後復興期の1950年代に、防災を目的として市内中心部に多数建てられ た長大な壁のように連続する「防火帯建築」をギャラリーや店舗に活用し、 地域のイベント拠点にもなっています。



- ◆ 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
- ◆ おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」で表彰された景観 は対象外とします。

選考の視点

- ◆ 地域の個性と魅力にあふれた、新しい暑観の創造に寄与しているもの
- ◆ まちの活性化に寄与し、賑わいのある暑観を形成しているもの
- ◆ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- ◆ 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- ◆ 号観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

選考について 選考は平成29年1月頃、表彰式は5月頃開催予定です。

🦄 地域まちづくり部門 横浜市地域まちづくり推進条例に基づいて、

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

選考委員 (横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会)

● 神奈川大学工学部建築学科 教授 ● まちひとこと総合計画室 代表 山家 京子

● 株式会社GENプランニング

代表取締役

- 田邊 實子 ● 市民委員
 - 中山 岳志
- 奥村 玄 首都大学東京都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース 教授 川原 晋

まちなみ暑観部門

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて、 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選者します。

選考委員(横浜市都市美対策審議会表彰広報部会)

- ◆ 早稲田大学創造理工学部 社会環境工学科 教授
- 鈴木 智恵子 佐々木 葉
- 金子 修司 ◆ 市民委員

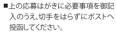
▲ 構近商工会議所

清水 靖枝

◆ 関東学院大学建築・環境学部 建築·環境学科 教授 関 和明

◆ エッセイスト

応募・推薦方法



■横浜市都市整備局のホームページ からも応募できます。

推帯雷話 スマートフォン



人・まち・デザイン 検索

パンコン https://www.e-shinsei.city.vokohama.lg.ip/vokohama/uketsuke/dform.do?id=1452075777156 携帯電話 https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/iform.do?id=1452075777156 スマートフォン https://www.e-shinsei.citv.vokohama.lg.ip/vokohama/uketsuke/sform.do?id=1452075777156

- ■自薦(地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は 問いません。
- ■応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。

and the same of the

料金受取 人 払 郵便

2 3 1 8 7 9 0

017

世 活 井 巳 元章37 2056

横浜市中区港町1-1 構浜市都市整備局景観調整課 横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行



地域まちづくり部門

■ 広草老氏タ

どちらかにつを つけてください 白蓙 他蓙

■ 広草老住所 〒

■ 広募者雷託番号

今回の募集をどこで知りましたか

1. 市役所 2. 区役所 3. その他公共施設 4. 新聞・雑誌 5. ホームページ 6. 友人・知り合いから 7. その他(

この営があることを知っていましたか

1. 以前から知っていた う 今回切めて知った

իլիկիկիկիկիկիլ || իսիսիկիդերերերերերերերերերերեր

郵価けがき

料全型m k 北郵信 描近港昌

2 3 1 8 7 9 0

017

承認 2057

横浜市中区港町1-1 横浜市都市整備局景観調整課 横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

差出有効期限

■ 応募者氏名

どちらかにつを つけてください 自薦 他薦

■ 応募者住所 〒

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか

1. 市役所 2. 区役所 3. その他公共施設 4. 新聞・雑誌 5. ホームページ 6. 友人·知り合いから 7. その他(

この賞があることを知っていましたか

1.以前から知っていた 2. 今回初めて知った

իլիկիկիկիկիկիվիախինիցերերերերերերերերերերեր

19

募集に関する広報について(案)

広報内容	時期(予定)	備考
記者発表	平成30年4月下旬	
都市整備局ホームページ掲載	平成30年5~6月	
広報よこはま「はま情報」募集記 事掲載	平成 30 年 5 月 1 日	
神奈川新聞「市民の広場」募集記 事掲載	平成30年5月上旬	
テレビ神奈川「ハマナビ」募集放 送※お知らせコーナー	平成30年5月上旬	
市庁舎1階市民広間及び区役所に て広報パネル展示	平成 30 年 5 月	
建築・土木系雑誌へ募集記事掲載		日経コンストラクション、日経ア ーキテクチュア、新建築等
タウンニュース掲載 (依頼)	平成 30 年 5 月~	
地域まちづくり課メールマガジン 「ヨコハマ人・まち」掲載	平成30年5月上旬	
市民活動支援センターメールマガ ジン掲載	平成30年5月上旬	「animato pico(アニマート ピコ)」
募集リーフレット・ポスター配付	平成 30 年 5 ~ 6 月	区役所等 (配布先は裏面参照)
市内地域まちづくり活動団体等へ 情報提供	平成 30 年 5 月	地域まちづくり組織、まち普請整 備団体等
市内建設関係の業界団体への情報 提供	平成 30 年 5 月	神奈川県建築士事務所協会、神奈川県建築士会等、横浜建設業協会
市内大学・高校への情報提供	平成 30 年 5 ~ 6 月	大学 30 校、市立高校 11 校
中間支援組織への情報提供	平成 30 年 5 ~ 6 月	区民活動支援センター、社会福祉 協議会、まちづくり支援団体、地 域ケアプラザ、緑の協会等
まちづくりコーディネーターへの 情報提供	平成 30 年 5 ~ 6 月	コーディネーター63名

(募集リーフレット配布先一覧)

場所	箇所数	備考
市民情報センター	1	
区役所広報相談係	18	
行政サービスコーナー	13	
地区センター	80	
コミュニティハウス	115	
地域ケアプラザ	133	
公会堂	18	
図書館	18	
区社会福祉協議会	18	
市民活動支援センター	1	
区民活動支援センター	18	
男女共同参画センター	2	
まちづくり支援団体	11	
まちづくりコーディネーター	63	
緑の協会	1	
県民活動サポートセンター	1	
ボランティアセンター	1	
神奈川県建築士事務所協会	1	
神奈川県建築士会	1	
コミュニティカフェ	15	
子育て支援	19	
まち普請事業整備済団体	44	
市内大学	30	
市立高校	11	

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制 定 平成 19 年 10 月 30 日 都地ま第 1237 号 (局長決裁)

(設置)

第1条 横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月25日横浜市条例第4号。以下「条例」という。)第15条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成17年9月15日横浜市規則第113号。以下「規則」という。)第23条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)に表彰部会を置く。

(所掌事務)

- 第2条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 条例第15条に基づく表彰案件の選考に関すること。
 - (2) その他表彰の実施に必要な事項に関すること。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(表彰部会の組織)

第3条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員5人以内をもって組織する。

(部会長及び職務代理者)

- 第4条 表彰部会に、部会長及び職務代理者1人を置く。
- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(表彰部会の庶務)

第5条 表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

(表彰部会の運営に関する委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号) 第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号)第15 条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認 められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もっ てまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業(以下「顕彰事業」と する)を実施する。

(賞及び部門)

- 第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域ま ちづくり部門について実施する。
 - (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね 10 年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
 - (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜 市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まち づくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審查選考)

- 第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。
- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2)地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行う ことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

- この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。
- この要綱は、平成11年10月25日から実施する。
- この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。
- この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。
- この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱(平成24年4月1日改正。 以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

- 第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機 関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合 に顕彰することができる。
- 2 次については顕彰対象から除外する。
- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・ まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

- 第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。
 - (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
 - 2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。
 - (1) 公共性(地域社会への貢献) が評価されるもの
 - (2) 積極性が評価されるもの
 - (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
 - (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
 - (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第 4 条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

- 第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規 等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。
- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

- 第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。
- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

- 第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門 においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- この細目は、平成11年10月25日から実施する。
- この細目は、平成17年 4月 1日から実施する。
- この細目は、平成20年 3月21日から実施する。
- この細目は、平成24年 4月 1日から実施する。
- この細目は、平成25年 4月 1日から実施する。